

# 大東文化大学青桐OB会会則

## 第1章 総 則

(名称及び所在地)

第 1条 本会は大東文化大学青桐OB会（以下「本会」という。）と称し、所在地を本会の会長宅もしくは役員宅に置く。

(目 的)

第 2条 本会は会員相互の連携親睦をはかり、併せて大東文化大学青桐会・大東文化大学同窓会と相互に自主性を尊重しつつ連携関係を密にし、大東文化大学の繁栄、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3条 本会は前条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 大東文化大学並びに学生を応援・サポートするための事業
- 2 青桐会・同窓会等関係団体との連携事業
- 3 懇親・研修事業
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第 4条 本会の会員は大東文化大学青桐会会員であった者で構成される。

- 2 学校法人大東文化学園に関係する方々を賛助会員とする事が出来る。

## 第2章 役 員 等

(役 員)

第 5条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 会計理事 3名以内
- (4) 常任理事 12名以内
- (5) 理事 4都県会員及び若干名
- (6) 監事 2名

(役員の仕事)

第 6条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたるときは、予め会長が定める順位に従い会長の職務を代行する。
- 3 会計理事は、会計を掌理し執行する。
- 4 常任理事は、会務を掌理し執行する。
- 5 理事は、会務を執行する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第 7条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員を選出)

第 8 条 役員は、次により選出する。

- (1) 会長、副会長及び監事は常任理事会で推薦し理事会に諮り、総会の承認による。
- (2) 会計理事、常任理事及び理事は副会長が推薦し会長が委嘱する。

(相談役及び顧問)

第 9 条 本会は相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、会長が常任理事会に諮り委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、会長の諮問により会議に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 4 相談役及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第 3 章 会 議

(会 議)

第 1 0 条 本会は次の会議を置く。

- (1) 総会
  - (2) 理事会
  - (3) 常任理事会
- 2 総会は、本会の最高議決機関で、次の事項を審議決定する。
- (1) 事業計画及び予算
  - (2) 事業報告及び決算
  - (3) 会則の改正
  - (4) その他理事会で必要と認めた事項
- 3 理事会は、総会に諮る事項その他必要な事項を審議決定する。
- 4 常任理事会は、会務の運営、執行を審議決定する。

(会議の開催)

第 1 1 条 総会は、会員で構成し、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年 1 回臨時総会は必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、役員で構成、原則として四半期に 1 回開催する。
- 3 常任理事会は会長、副会長、会計理事及び常任理事で構成し、必要に応じて開催する。
- 4 会議は、会長が招集する。
- 5 会長は、必要に応じて会議の構成員以外の出席を求めることができる。
- 6 議長は、会長又は会長が指名する者があたるものとする。

(会議の議事)

第 1 2 条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## 第4章 支部組織

(都道府県支部)

第13条 都道府県会員の連帯親睦を図るため都道府県ごとに都道府県支部を設けることができ、当該支部の組織、運営等は当該都道府県会員が定める。

(地区支部)

第14条 都道府県支部の連絡調整を関係都道府県支部と理事会で図る。

## 第5章 会計

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(入会及び会費)

第16条 会員は、入会時に年会費三千円を納入する。

- 2 会員は、毎年度始めに年会費三千円を納入する。
- 3 複数（夫婦等）で入会の場合は、年会費は二人目以降千円を減ずる。  
(入会は、同時でなくても良い。)
- 4 既納の年会費は返還しない。

(資産)

第17条 本会資産は、次の各号をもって構成し、会計理事が管理する。

- (1) 年会費
- (2) 寄付金
- (3) 利子、その他の収入

(経費)

第18条 本会の経費は、前条の資産をもって支弁する。

- 2 予備費の流用又は支出については、理事会の承認を必要とする。

## 第6章 雑則

(部会等の設置)

第19条 会務又は事業を専門的に処理するために部会等を設けることが出来る。

- 2 部会等の組織、運営等は、理事会で定める。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、この会の会務の実行に関し必要な事項は会長が定めることが出来る。

付 則 本会則は平成29年（2017年）6月24日から施行する。[会則一部改正]